

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
1	三重県	区第1501号	有限会社丸久水産	516-1309	三重県度会郡南伊勢町東宮2647-77	第1種区画漁業 くろまぐろ養殖業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦ひらせいの鼻 ア 1から272度00分530メートルの点 イ 1から242度30分745メートルの点 ウ 1から250度30分865メートルの点 エ 1から276度20分690メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15,237平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径60メートル、台数:4台、 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:2台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	平成30年11月29日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	(有)丸久水産	〒516-1309 三重県度会郡南伊勢町東宮2647-77	平成30年11月29日 漁業権一斉切替え 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を16,000尾に制限	
2	三重県	区第1502号	三重外湾漁業協同組合	516-1308	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3	第1種区画漁業 くろまぐろ養殖業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 (漁場区域1) 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈あしかの鼻 基点2 南伊勢町道行竈にこり場 ア 1から246度00分200メートルの点 イ 2から290度30分165メートルの点 ウ 2から280度30分315メートルの点 エ 1から257度00分355メートルの点 (漁場区域2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、オの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点2 南伊勢町道行竈にこり場 オ 2から256度00分520メートルの点 カ 2から227度00分770メートルの点 キ 2から233度00分835メートルの点 ク 2から238度00分840メートルの点 ケ 2から261度30分670メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,164平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 (漁場区域1) 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:4台 (漁場区域2) 形状:円形、規格:直径60メートル、台数:4台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	平成30年11月29日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	清洋水産(株)	〒516-1308 三重県度会郡南伊勢町奈屋浦20	平成30年11月29日 漁業権一斉切替え (漁場区域2) 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を8,000尾に制限	
3	三重県	区第1503号	株式会社ブルーフィン三重	516-1421	三重県度会郡南伊勢町河内宇奈津乙109-6	第1種区画漁業 くろまぐろ養殖業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 度会郡南伊勢町神前浦丸山切戸の標柱 基点2 度会郡南伊勢町神前浦定の鼻小浜島頂上 ア 1から163度20分790メートルの点 イ 1から145度20分770メートルの点 ウ 2から 25度00分750メートルの点 エ 2から 10度20分570メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が35,343平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:18台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	平成30年11月29日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	(株)ブルーフィン三重	〒516-1421 三重県度会郡南伊勢町河内宇奈津乙109-6	平成30年11月29日 漁業権一斉切替え 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を30,000尾に制限	
4	三重県	区第1504号	熊野漁業協同組合	519-4205	三重県熊野市遊木町338-2	第1種区画漁業 くろまぐろ養殖業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 熊野市甫母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から72度10分 675メートルの点 イ 1から80度08分1,185メートルの点 ウ 1から95度15分1,175メートルの点 エ 1から99度30分 640メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が43,808平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 また、生け簀総面積のうち5,408平方メートル分(形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:4台)については、用いられる養殖用種苗は人工種苗でなくてはならない。 形状:長方形、規格:80メートル×48メートル、台数:10台、面積:38,400平方メートル 形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:4台、面積: 5,408平方メートル(総面積:43,808平方メートル) なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	平成30年11月29日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	(有)熊野養魚	〒519-4202 三重県熊野市甫母町300	平成30年11月29日 漁業権一斉切替え	
5	三重県	区第1505号	熊野漁業協同組合	519-4205	三重県熊野市遊木町338-2	第1種区画漁業 くろまぐろ養殖業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 熊野市甫母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から 63度00分265メートルの点 イ 1から 77度40分550メートルの点 ウ 1から101度00分545メートルの点 エ 1から 113度50分260メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が10,816平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:8台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	平成30年11月29日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	(有)熊野養魚	〒519-4202 三重県熊野市甫母町300	平成30年11月29日 漁業権一斉切替え	
6	京都府	京区第38号	京都府漁業協同組合	624-0914	京都府舞鶴市字下安久1013-1	第1種区画漁業くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 与謝郡伊根町字亀島の地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分48.9秒 東経135度17分 6.2秒 イ " 42.6秒 " 9.4秒 ウ " 40.3秒 東経135度16分59.2秒 エ " 46.6秒 " 56.0秒	京区第38号については、漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が5,976平方メートルを超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径40メートル 台数:3台 形状:八角形 規格:縦48メートル×横46メートル 台数:1台	平成31年1月1日	平成31年1月1日～令和5年12月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成31年1月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			名称	〒番号	住所							名称	住所	
7	和歌山県	和特区第801号	和歌山東漁業協同組合	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884	第一種区画漁業、くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 東牟婁郡串本町串本、大島地先 漁場の区域 1. 次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びびエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソニヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソニヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320° -30' の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点 2. 次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118° -21' 540mの点 イ 基点第273号から200° -41' 75mの点 ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点 3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356° -40' 130mの点 イ 基点第292号から326° -30' 160mの点 ウ 基点第292号から241° -00' 105mの点 エ 基点第292号から192° -00' 50mの点 4. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 ア 基点第291号から14° -10' 45mの点 イ 基点第291号から3° -10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° -00' 116mの点 エ 基点第291号から302° -00' 70mの点 5. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識 ア 基点第290号から328° -30' 280mの点 イ 基点第290号から314° -30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° -19' 297mの点 エ 基点第290号から223° -30' 178mの点 6. 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21° -57' 75mの点 イ 基点第273号から103° -10' 570mの点 ウ 基点第273号から82° -49' 695mの点 エ 基点第273号から31° -28' 437mの点	当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が42.208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径30m 台数:11台 形状:円形 規格:直径27m 台数:5台 形状:円形 規格:直径20m 台数:80台 形状:円形 規格:直径18m 台数:5台 形状:円形 規格:直径17m 台数:1台 形状:円形 規格:直径15.7m 台数:5台 形状:正六角形 規格:1辺16m 台数:6台	平成30年8月31日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	丸八水産(有)	〒649-3633 和歌山県東牟婁郡串本町大島1794-9	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
												双日ツナファーム鷹島(株)	〒859-4301 長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免字迎801番地4	
												(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	
												-	-	
												(株)串本マリンファーム	〒649-3603 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-33	
												-	-	
8	和歌山県	和特区第802号	和歌山東漁業協同組合	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884	第一種区画漁業、くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 東牟婁郡串本町須江地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第289号 東牟婁郡串本町須江、本網代の突端に設置した標識 ア 基点第269号から63° -10' 1,171mの点 イ 基点第269号から11° -51' 1,753mの点 ウ 基点第269号から43° -31' 2,342mの点 エ 基点第289号から311° -09' 420mの点 オ 基点第289号から350° -02' 188mの点 カ 基点第289号から356° -30' 133mの点 キ 基点第289号から33° -30' 76mの点 ク 基点第289号から251° -06' 58mの点 ケ 基点第269号から61° -38' 2,557mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が111.444.5平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径30m 台数:69台 形状:円形 規格:直径20m 台数:4台 形状:長方形 規格:80m×48m 台数:16台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,300尾を超えてはならない。 3. 1の生簀の総面積のうち、2,826平方メートル(形状:円形、規格:直径30m、台数:4台)で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年8月31日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	-	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
												丸八水産(有)	〒649-3633 和歌山県東牟婁郡串本町大島1794-9	
												(株)串本マリンファーム	〒649-3603 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-33	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
9	和歌山県	和特区第803号	和歌山南漁業協同組合	646-0054	和歌山県田辺市江川43番35号	第一種区画漁業、くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 西牟婁郡白浜町古賀浦地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によってそれぞれ囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第228号から125° -06' 105mの点 イ 基点第228号から141° -45' 270mの点 ウ 基点第228号から152° -38' 270mの点 エ 基点第228号から152° -38' 90mの点 オ 基点第229号から63° -30' 230mの点 カ 基点第229号から81° -00' 288mの点 キ 基点第229号から163° -30' 250mの点 ク 基点第229号から182° -30' 180mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が2,880平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:正方形 規格:12m×12m 台数:20台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年8月31日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
10	和歌山県	和特区第804号	和歌山東漁業協同組合	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884	第一種区画漁業、くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先 漁場の区域 1. 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° -00' 42mの点 イ 基点第311号から227° -20' 150mの点 ウ 基点第311号から242° -50' 272mの点 エ 基点第311号から249° -50' 265mの点 オ 基点第311号から254° -30' 465mの点 カ 基点第311号から263° -20' 460mの点 2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° -30' 500mの点 イ 基点第311号から298° -00' 373mの点 ウ 基点第311号から273° -35' 648mの点 エ 基点第311号から283° -40' 728mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:正方形 規格:12m×12m 台数:50台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年8月31日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
11	島根県	区第321号	漁業協同組合JFしまね	690-0007	島根県松江市御手船場町575番地	第一種区画漁業、くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第749号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱 基点第750号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱 点甲 基点第750号から160度200メートルの点 ア 基点第749号から270度100メートルの点 イ 基点第749号から270度300メートルの点 ウ 点甲から270度410メートルの点 エ 点甲から270度210メートルの点	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮をしなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置をしなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状:正三角形 規格:一辺19.5メートル 台数:2台	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	浦郷水産(株)	〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
12	山口県	区第10号	山口県漁業協同組合	750-0067	山口県下関市大和町1丁目16番1号 下関漁港ビル	第一種区画漁業、くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長門市油谷向津具下字青田地先 漁場区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市油谷向津具下字堂ノ元3105に設置した標柱 B " " 字青田2066の52に設置した標識 点イ Aから208度150メートルの点 ロ Bから176度175メートルの点 ハ Bから185度450メートルの点 ニ Aから197度427メートルの点	1 養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が19,869平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:8角形、1辺の長さ:17.5メートル、台数:12台 形状:円形、直径:30メートル、台数:3台 2 養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は21,598尾を超えてはならない。 3 漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)日本鮪養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
13	徳島県	区第119号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業、くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町大須沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝染の尾 イ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点 ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千八百五十メートルの点 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識 ハ 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点 基点区第二号 鳴門市北灘町大須字東添九七番の二大須砂止突端 ニ 基点区第二号から〇度、五百五十メートルの点 基点区第二号の一 鳴門市北灘町大須字長浜五六番の一に標示した標識 ホ イから基点区第二号の一見通し線上五百メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	-	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
14	徳島県	区第120号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業、くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識 イ 基点区第三号から十二度、千六百メートルの点 ロ 基点区第三号から五度、二千六百メートルの点 ハ 基点区第三号から二十八度、三千四百五十メートルの点 ニ 基点区第三号から四十一度三十分、二千七百二十メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	-	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者			備考					
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日		存続期間	名称	住所		
			名称	〒番号	住所											
15	徳島県	区第121号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点区第五号 鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識 イ 基点区第五号から二百九十二度、八百メートルの点 ロ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、千四百九メートルの点 ハ 基点区第五号から三百五十八度三十一分、千三百メートルの点 ニ 基点区第五号から四度三十分、五百メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	(有)中筋水産	〒771-0376 徳島県鳴門市北灘町折野字屋敷228	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
16	徳島県	区第122号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町宿毛谷沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠(きよ) イ 基点区第六号の一から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点 ロ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千七百七十七メートルの点 基点区第十号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ八番に標示した標識 ハ 基点区第十号から九度五十八分、千二百四十四メートルの点 ニ 基点区第十号から二十六度、四百五十メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	(有)浜野水産	〒771-0374 徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字宿毛谷12	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
17	徳島県	区第123号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部 イ 基点区第十一号の一から五十度、五百メートルの点 ロ 基点区第十一号の一から十九度五十三分、千三百三十九メートルの点 基点区第十五号 鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水吞吐出口に標示した標識 ハ 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点 ニ 基点区第十五号から二百九十一度十三分、七百六十四メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	-	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
18	徳島県	区第124号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町粟田沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の一の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点区第十六号 鳴門市北灘町粟田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識 イ ロから百八十度の直線と最大高潮時海岸線との交点 基点区第十六号から三十三度九分、三百六十五メートルの点 ロ 基点区第十六号から十八度十五分、三百九十九メートルの点 ハ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点 基点区第十九号の一 鳴門市北灘町、瀬戸町界 ホ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	山仁産業(有)	〒771-0372 徳島県鳴門市北灘町粟田字東傍示13-3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
19	徳島県	区第131号	北灘漁業協同組合	771-0374	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1番地1	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点区第十五号 鳴門市北灘町粟田字ハシカ谷一番の三水吞吐出口に標示した標識 イ 基点区第十五号から二百九十一度十三分、七百六十四メートルの点 ロ 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点 ハ 基点区第十五号から十五度十分、千九十八メートルの点 ニ 基点区第十五号から四十二度五十三分、四百二十二メートルの点	当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	-	-	区第123号の区域を分割して新設
20	愛媛県	宇特区第43号	愛媛県漁業協同組合(吉田支所)	799-3710	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲428	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市吉田町奥浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベツ東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 A から宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径20メートル、台数:4台 3 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。	平成31年4月1日	平成31年4月1日	～	令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場							くろまぐろ養殖業者		備考		
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間		名称	住所
			名称	〒番号	住所									
21	愛媛県	宇特区第111号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市戸島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度959メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が2,724平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径34メートル、台数:3台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	戸島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0212 愛媛県宇和島市戸島2508番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
22	愛媛県	宇特区第112号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が5,448平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径34メートル、台数:6台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	戸島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0212 愛媛県宇和島市戸島2508番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
23	愛媛県	宇特区第113号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,080平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径34メートル、台数:10台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	嘉島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0212 愛媛県宇和島市戸島3794番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
24	愛媛県	宇特区115号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから308度260メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が3,770平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径40メートル、台数:3台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
25	愛媛県	宇特区第132号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁業の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから288度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,165平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:17メートル×14メートル、台数:1台、形状:円形、規格:直径20メートル、台数:8台、形状:円形、規格:直径30メートル、台数:2台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	日振島アクアマリン有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3244番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
	愛媛県											日振島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3068番地	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場						くろまぐろ養殖業者					
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	名称	住所	備考
			名称	〒番号	住所									
26	愛媛県	宇特区第133号	愛媛県漁業協同組合(うわみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁業の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1.060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が17,672平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:9台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	日振島アクアマリン有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3244番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
27	愛媛県	宇特区第134号	愛媛県漁業協同組合(うわみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁業の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから286度100メートルの点 イ Aから351度45分650メートルの点 ウ Aから47度940メートルの点 エ Aから87度45分680メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が28,982平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径40メートル、台数:9台、形状:円形、規格:直径50メートル、台数:9台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	日振島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3068番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
28	愛媛県	宇特区第212号	愛南漁業協同組合	798-4351	愛媛県南宇和郡愛南町鮪越166-3	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町柏崎地先 漁業の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから63度240メートルの点 イ Aから90度272メートルの点 ウ Aから113度164メートルの点 エ Aから65度98メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径20メートル、台数:4台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
29	愛媛県	宇特区第237号	愛南漁業協同組合	798-4351	愛媛県南宇和郡愛南町鮪越166-3	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町猿鳴地先 漁場の区域 Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクノ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,991平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:正方形、規格:30メートル×30メートル、台数:5台、形状:円形、規格:直径25メートル、台数:1台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	宇和海漁業生産組合	〒798-4123 愛媛県南宇和郡愛南町赤水886番地	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
30	愛媛県	宇特区第239号	愛南漁業協同組合	798-4351	愛媛県南宇和郡愛南町鮪越166-3	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町猿鳴地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,320平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:だ円、規格:24メートル×14メートル、台数:5台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
31	愛媛県	宇特区第252号	愛南漁業協同組合	798-4351	愛媛県南宇和郡愛南町鮪越166-3	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町越田地先 漁場の区域 ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻 B 南宇和郡愛南町越田亀倉の鼻	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	極洋フィードワンマリン(株)	〒798-4201 愛媛県南宇和郡愛南町越田119番地 (郵便物宛先) 〒798-4353 愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地2	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え
32	愛媛県	宇特区第267号	久良漁業協同組合	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	第一種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天嶺標識 C 南宇和郡愛南町久良天嶺鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が13,927平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:50メートル×50メートル、台数:4台、形状:円形、規格:直径50メートル、台数:2台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	キョクヨーマリン愛媛(株)	〒798-4353 愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地2	平成31年4月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場					くろまぐる養殖業者		備考				
			漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件		免許日	存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
33	愛媛県	宇特区第268号	久良漁業協同組合	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町久良天嶺鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒箸見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒帽子箸見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 エ Aから241度750メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日漁業権一斉切替え
34	愛媛県	宇特区第272号	久良漁業協同組合	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が400平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:10メートル×10メートル、台数:4台	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日漁業権一斉切替え
35	愛媛県	宇特区第273号	久良漁業協同組合	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度350メートルの点 イ Aから75度250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町島原鼻南端見通し650メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日漁業権一斉切替え
36	愛媛県	宇特区第277号	久良漁業協同組合	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 点 ア Aから181度310メートルの点 イ Aから189度680メートルの点 ウ Aから178度740メートルの点 エ Aから160度365メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日漁業権一斉切替え
37	愛媛県	宇特区第114号	愛媛県漁業協同組合(うわのみ支所)	798-0005	愛媛県宇和島市築地町2-5-18	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 宇和島市戸島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点	1 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成31年4月1日	平成31年4月1日～令和6年3月31日	個人	-	平成31年4月1日漁業権一斉切替え
38	高知県	区第3,301号	高知県漁業協同組合	780-0870	高知県高知市本町一丁目6番21号	第一種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡芸西村上黒箸県漁場基点 ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3.034メートルの点 イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3.033メートルの点 ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2.830メートルの点 エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2.836メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 養殖用の種苗は、人工種苗でなければならない。	平成30年10月16日	平成30年10月16日～令和5年8月31日	-	-	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			名称	〒番号	住所							名称	住所	
44	高知県	区第3.307号	すくも湾漁業協同組合	788-0261	高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2	第1種区画漁業 くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地棒箸島漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ箸島漁場基点 基点丙 幡多郡大月町安満地平箸島漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が60メートルの円形で3台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が8.478平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	キョクヨーマリンファーム(株)	〒788-0034 高知県宿毛市大深浦2198-4	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
45	高知県	区第3.308号	橘浦漁業協同組合	788-0352	高知県幡多郡大月町橘浦263番地	第1種区画漁業 くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立箸地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ箸岡小型設置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ箸小型設置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が71,357平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が30メートルの円形で21台 イ 直径が60メートルの円形で20台 3 養殖用の種苗は、別の区画漁業権漁場から当該漁場に移送させた種苗を除き、天然種苗を括込んでではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	道水中谷水産(株)	〒788-0352 高知県幡多郡大月町大字橘浦字権ノ浦山475番12	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
46	高知県	区第3.309号	橘浦漁業協同組合	788-0352	高知県幡多郡大月町橘浦263番地	第1種区画漁業 くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻島漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の線と乙から甲を見通した線から右に79度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の線と乙から甲を見通した線から右に104度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に99度28分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の線と乙から甲を見通した線から右に84度43分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に56度6分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の線と乙から甲を見通した線から右に44度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が30メートルの円形で20台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が14,130平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)松岡	〒788-0352 高知県幡多郡大月町橘浦459番17	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
47	佐賀県	松区第351号	佐賀玄海漁業協同組合	847-0823	佐賀県唐津市海岸通7182番地233	第1種区画漁業 くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 唐津市鎮西町名護屋地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各店を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア:北緯33度32分23秒東経129度52分16秒 点イ:北緯33度32分21秒東経129度52分14秒 点ウ:北緯33度32分26秒東経129度52分04秒 点エ:北緯33度32分29秒東経129度52分05秒	漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が2,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径30メートル、台数:1台 形状:正八角形、規格:直径30メートル、台数:3台	平成30年8月30日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)玄海養魚	〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋1351番地17	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者		備考						
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件		免許日	存続期間	名称	住所		
			名称	〒番号	住所											
48	長崎県	南区第1038号	野母崎三和漁業協同組合	851-0506	長崎県長崎市脇岬町3628番地81	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県長崎市蚊焼町黒島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 長崎市蚊焼町黒島祖母瀬テトラ北端標識 基点2 同市同町黒島中島北端標識 基点3 同市同町黒島下島東瀬標識 イ 1から43度30分 140メートルのところ ロ 1から36度 440メートルのところ ハ 2から30度30分 526メートルのところ ニ 2から30度30分 630メートルのところ ホ 3から43度 770メートルのところ ヘ 3から67度 255メートルのところ ト 2から24度30分 125メートルのところ チ 2から27度30分 230メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径40メートルの円形生簀5台、直径30メートルの円形生簀4台、直径20メートルの円形生簀12台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,876平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	(株)カヤキ	〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町13番地15	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
50	長崎県	北區第1031号	佐世保市相浦漁業協同組合	858-0918	長崎県佐世保市相浦町2733番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県佐世保市黒島町瀬ゲノハエ地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 佐世保市黒島町串ノ浜岩脈標識 基点2 同市同町瀬ゲノハエ大石標識 基点3 同市同町うぜの鼻標識B 基点4 同市同町うぜの鼻標識 イ 1から330度70メートルのところ ロ 1から330度470メートルのところ ハ 4から330度350メートルのところ ニ 4から330度50メートルのところ ホ 3から330度90メートルのところ ヘ 3から330度180メートルのところ ト 2から330度270メートルのところ チ 2から330度70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、45メートル×66メートルの方形生簀6台、45メートル×50メートルの方形生簀3台、40メートル×45メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が29,970平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、11,485尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
52	長崎県	北區第1072号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市星鹿町岳崎免城山地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町岳崎免大網代大石標識 イ 1から27度320メートルのところ ロ 1から17度30分600メートルのところ ハ 1から61度800メートルのところ ニ 1から152度660メートルのところ ホ 1から181度500メートルのところ ヘ 1から44度420メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台、直径15メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,574平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、783尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	松浦共同陸上魚類	〒859-4743 長崎県松浦市星鹿町下田免158番地3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者			備考			
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日		存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
53	長崎県	北区第1076号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市星鹿町青島免モサク鼻地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 松浦市星鹿町青島免南市神社鳥居中央前護岸標識 基点2 同市同町同免青島南西端標識 イ 1から142度90メートルのところ ロ 1から153度300メートルのところ ハ 2から165度30分480メートルのところ ニ 2から171度30分280メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が531平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、620尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)辻川水産	〒859-4745 長崎県松浦市星鹿町青島免1015番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
54	長崎県	北区第1078号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市星鹿町青島免羽島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 基点2 同市同町同免羽島西端 イ 1から160度50メートルのところ ロ 1から177度30分280メートルのところ ハ 2から200度30分300メートルのところ ニ 2から245度100メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が177平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)辻川水産	〒859-4745 長崎県松浦市星鹿町青島免1015番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
55	長崎県	北区第1101号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市星鹿町青島免魚ノ島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 松浦市星鹿町青島免魚ノ島南端標識 イ 1から180度120メートルのところ ロ 1から180度380メートルのところ ハ 1から206度30分440メートルのところ ニ 1から200度620メートルのところ ホ 1から214度30分700メートルのところ ヘ 1から281度30分400メートルのところ ト 1から288度250メートルのところ チ 1から243度30分270メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、477尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)辻川水産	〒859-4745 長崎県松浦市星鹿町青島免1015番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
56	長崎県	北区第1102号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市鷹島町里免百尋地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 松浦市鷹島町里免秋丸標識 基点2 同市同町原免垣ノ内標識A イ 1から332度 389メートルのところ ロ 1から332度 730メートルのところ ハ 2から332度 1,975メートルのところ ニ 2から332度 1,635メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径40メートルの円形生簀30台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が37,680平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、14,288尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	双日ツナファーム鷹島(株)	〒859-4301 長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免宇迎801番地4	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
57	長崎県	北区第1123号	中野漁業協同組合	859-5132	長崎県平戸市川内町1029番地3	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県平戸市古江町大瀬地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線並びに1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 平戸市古江町大瀬中の鼻南東端標識 基点2 同市同町大瀬中の鼻標識B(1から西方海岸沿いに85メートルのところ) 基点3 同市同町大瀬鵜のくそ標識B 基点4 同市同町大瀬鵜のくそ鼻北端標識 イ 1から68度70メートルのところ ロ 4から68度70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)長崎ファーム	〒859-5145 長崎県平戸市古江町676番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
58	長崎県	北区第1124号	中野漁業協同組合	859-5132	長崎県平戸市川内町1029番地3	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県平戸市古江町灰ヶ浦鼻地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 平戸市古江町早手口標識A 基点2 同市同町早手口標識B イ 1から183度20メートルのところ ロ 2から141度30分20メートルのところ ハ 2から141度30分100メートルのところ ニ 1から135度250メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、690尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)長崎ファーム	〒859-5145 長崎県平戸市古江町676番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者		備考				
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件		免許日	存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
59	長崎県	北区第1128号	宇久小値賀漁業協同組合	857-4701	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2789番地4	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県北松浦郡小値賀町前方郷横平地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 北松浦郡小値賀町前方郷横平標識 基点2 同郡同町同郷龍神瀬標識 イ 1から174度100メートルのところ ロ 1から174度600メートルのところ ハ 2から165度150メートルのところ ニ 2から70度125メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、10メートル×10メートルの方形生簀3台、一辺10メートルの正六角形の生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,860平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、355尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
60	長崎県	北区第1134号	石田町漁業協同組合	811-5214	長崎県杵岐市石田町印通寺浦176番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県杵岐市石田町池田仲触地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 杵岐市石田町池田仲触長瀬西標識1号(平瀬久喜東防波堤付根から東方海岸沿いに270メートルのところ) 基点2 同市同町同郷長瀬東標識(1から東方海岸沿いに430メートルのところ) イ 1から180度150メートルのところ ロ 1から180度450メートルのところ ハ 2から180度450メートルのところ ニ 2から180度150メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×30メートルの方形生簀2台、30メートル×35メートルの方形生簀2台、35メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が9,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,020尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
61	長崎県	北区第1137号	郷ノ浦町漁業協同組合	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県杵岐市郷ノ浦町渡良浦烏帽子崎地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦烏帽子崎南東端標識 基点2 同市同町郷ノ浦港九州郵船フェリー1日発着場南端 基点3 同市同町渡良浦七日灘標識 基点4 同市同町渡良浦烏帽子崎南標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ ロ 3から98度30分550メートルのところ ハ 3から98度30分80メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×35メートルの方形生簀3台、25メートル×55メートルの方形生簀3台、50メートル×50メートルの方形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が21,750平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,613尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハの各点及びイとロの間中点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
62	長崎県	北区第1503号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県松浦市鷹島町里免百尋地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町原免垣ノ内標識A 2 同市同町原免垣ノ内標識B イ 1から330度1635メートルのところ ロ 1から330度20分1975メートルのところ ハ 2から332度 1750メートルのところ ニ 2から332度 1409メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が13,171平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	双日ツナファーム鷹島(株)	〒859-4301 長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免宇迎801番地4	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
63	長崎県	五区第1018号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷加勢ノ浦地先 漁場の区域 次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷宝崎小島東海岸標識 基点2 同郡同町同郷宝崎小島南東端 基点3 同郡同町同郷宝崎ゴゴ一鼻北端標識 基点4 同郡同町同郷宝崎鼻東端標識 基点5 同郡同町同郷立岩鼻突端標識 イ 1と5を結ぶ直線と4から22度の直線との交点	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,928平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,964平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
64	長崎県	五区第1019号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷彦浦地先 漁場の区域 次の1と7を結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線、及び1から2、4から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷彦浦長瀬南西端築堤標識 基点2 同郡同町同郷彦浦長瀬南端築堤標識 基点3 同郡同町同郷彦浦海岸標識 基点4 同郡同町同郷彦浦中鼻北側標識 基点5 同郡同町同郷彦浦ハゲ鼻標識 基点6 同郡同町同郷彦浦ハゲ島東端 基点7 同郡同町同郷彦浦ハゲ島築堤西端標識	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,964平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
65	長崎県	五区第1020号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東浦標識B 基点2 同郡同町同郷上中島東浦標識C イ 1から46度20メートルのところ ロ 1から46度160メートルのところ ハ 2から62度180メートルのところ ニ 2から100度85メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要場合は、生簀の総面積が1,963平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活けこんではならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
66	長崎県	五区第1022号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島赤岩北築堤突端 基点2 同郡同町同郷上中島東浦標識A イ 1から40度70メートルのところ ロ 2から32度200メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要場合は、生簀の総面積が3,925平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
67	長崎県	五区第1035号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、4の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷二番山鼻北東端大岩標識 基点2 同郡同町同郷盆ヶ浦北西岸標識 基点3 同郡同町同郷盆ヶ浦南東岸標識 基点4 同郡同町同郷東の鼻北端 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から25メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が1,100平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んでいない。 4. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
68	長崎県	五区第1036号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦地先 漁場の区域 次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦標識E 基点2 同郡同町同郷男鹿ノ浦鼻標識D 基点3 同郡同町同郷小河原東岸標識 基点4 同郡同町同郷猿浦北東標識	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要場合は、生簀の総面積が5,656平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,552尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. 3と4を結ぶ直線上、3から210m、4から210mのところに夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)橋口水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場										くろまぐろ養殖業者		備考																		
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	名称	住所																				
			名称	〒番号	住所																												
69	長崎県	五区第1053号	神部漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦地先	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦地先 漁場の区域 次の5、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と6から7に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南鼻突端標識 2 同郡同町同郷七ツ山浦出鼻突端標識 3 同郡同町同郷七ツ山浦塚の下標識(3から南方海岸沿いに33メートルのところ) 4 同郡同町同郷七ツ山浦北岸標識 5 同郡同町同郷七ツ山浦小島南西端標識 6 同郡同町同郷七ツ山浦小島東端標識 7 同郡同町同郷カヅラ島北西端 イ 2と5を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 ロ 3と4を結ぶ直線上4から20メートルのところ ハ 1から221度30分20メートルのところ ニ 6と7を結ぶ直線上6から70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀12台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,768平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,249尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～令和5年8月31日	(有)徳丸	〒853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷769番地29	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え																	
																	70	長崎県	五区第1054号	神部漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷六ツ山浦地先	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小ヶ倉地先 漁場の区域 次のイ、2、3、4、ハ、5、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南端標識 基点2 同郡同町同郷七ツ山浦小島飛瀬標識 基点3 同郡同町同郷七ツ山浦築堤突端標識 基点4 同郡同町同郷七ツ山浦小ヶ倉北築堤内立岩 基点5 同郡同町同郷七ツ山浦島ノ小島鼻築堤突端標識 基点6 同郡同町同郷七ツ山浦島ノ小島東端 基点7 同郡同町同郷関掛瀬航路標識 基点8 同郡同町同郷宇野島野島南端立岩 イ 1と6を結ぶ直線と3と8を結ぶ直線との交点 ロ 1と6を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点 ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀28台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が8,792平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,864尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～令和5年8月31日	(有)徳丸	〒853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷769番地29	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
長崎県	(有)順洋	〒853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷583番地9																														
				71	長崎県	五区第1060号	若松漁業協同組合	853-2314	長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷133番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町日島郷地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町日島郷釜崎船着場石垣角標識 基点2 同郡同町同郷釜崎沖ノ瀬頂上 イ 1から140度90メートルのところ ロ 1から140度180メートルのところ ハ 2から150度120メートルのところ ニ 2から150度30メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、120尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～令和5年8月31日	(有)松園水産	〒853-2312	長崎県南松浦郡新上五島町日島郷262番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え													
72	長崎県	五区第1061号	若松漁業協同組合																		853-2314	長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷133番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷御物浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町漁生浦郷中の浦犬崎内鼻突端標識 基点2 同郡同町同郷御物浦海岸三角標識 基点3 同郡同町日島郷小曲り護岸標識B 基点4 同郡同町同郷曲崎船着場東側突端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から105メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から165メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から235メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から170メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、12メートル×12メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が432平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,129尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。 6. 公衆電気通信業務の用に供する水底線路の保護に支障を及ぼすような筏の敷設してはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057	長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
74	長崎県	五区第1066号	奈留町漁業協同組合	853-2201	長崎県五島市奈留町浦1839番地7	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市奈留町熊高地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市奈留町熊高長崎鼻北東端 イ 1から78度190メートルのところ ロ 1から60度480メートルのところ ハ 1から3度640メートルのところ ニ 1から335度30分480メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台、直径50メートルの円形生簀2台、65メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が16,838平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)日本鮪養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
75	長崎県	五区第1070号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市本窯町松ヶ崎南岸地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市本窯町松ヶ崎南岸標識 基点2 同市同町本窯漁港北防波堤北側海岸標識(北防波堤付根から北方海岸沿いに38メートルのところ) イ 1から247度315メートルのところ ロ 2から247度225メートルのところ ハ 2から247度50メートルのところ ニ 1から247度140メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が10,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
76	長崎県	五区第1071号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市本窯町松ヶ崎南岸地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市本窯町松ヶ崎南岸標識 基点2 同市同町本窯漁港北防波堤北側海岸標識(北防波堤付根から北方海岸沿いに38メートルのところ) イ 1から247度455メートルのところ ロ 2から247度365メートルのところ ハ 2から247度225メートルのところ ニ 1から247度315メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀1台、50メートル×50メートルの方形生簀1台、50メートル×40メートルの方形生簀1台、40メートル×40メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,356平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
77	長崎県	五区第1073号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市平蔵町大泊地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市平蔵町早崎防波堤突端標識 基点2 同市同町大泊沖側防波堤突端標識 基点3 同市同町長浜護岸標識(草津防波堤付根から北方向に400メートルのところ) イ 1から129度90メートルのところ ロ 1から129度400メートルのところ ハ 3から156度880メートルのところ ニ 3から156度210メートルのところ ホ 2から草津防波堤突端への見通し線70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺16メートルの正六角形の生簀1台、直径50メートルの円形生簀3台、85メートル×65メートルの方形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が39,705平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、8,522尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)日本鮪養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
78	長崎県	五区第1074号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市平蔵町浜泊地先 漁場の区域 次の2、1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市平蔵町えびす瀬石積護岸北端標識 基点2 同市同町浜泊ノ口鼻標識 基点3 同市同町壱ノ浦漁港旧護岸標識(西防波堤付根より南西方向75メートルの位置) イ 1から52度375メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺17.5メートルの正八角形の生簀9台、一辺16メートルの正六角形の生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が14,643平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)日本鮪養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
79	長崎県	五区第1075号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市平蔵町浜泊地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市平蔵町シバ瀬突端大岩標識 基点2 同市同町エビス瀬大岩標識 イ 1から80度455メートルのところ ロ 2から52度435メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、30メートル×50メートルの方形生簀2台、37メートル×50メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が11,650平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,026尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)金子産業	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
80	長崎県	五区第1082号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川白石崎地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町荒川銭亀南東岸標識 基点2 同市同町荒川白石崎北端標識 基点3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から400メートルのところ ハ 2から350度500メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径50メートルの円形生簀8台、直径30メートルの円形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が17,118平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)みつしま水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎783番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
81	長崎県	五区第1083号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川白石崎地先 漁場の区域 次の1、イ、2の各点を順次結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町荒川銭亀南東岸標識 基点2 同市同町荒川白石崎北端標識 基点3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が9,050平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活けてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)みつしま水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎783番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
82	長崎県	五区第1086号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川銭亀浦地先 漁場の区域 次の1、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町荒川銭亀南鼻南端標識 基点2 同市同町荒川銭亀浦はじめの鼻南端	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,140平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活けてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)みつしま水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎783番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
83	長崎県	五区第1087号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 基点2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 基点3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 3から303度255メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ ニ 3から28度345メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が7,600平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活けてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)ツナドリーム五島	〒853-0501 長崎県五島市玉之浦町荒川宇白泊901番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
84	長崎県	五区第1088号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川山の浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川銭亀崎西端標識 2 同市同町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 3 同市同町荒川外河原浦中鼻標識 4 同市同町荒川山ノ浦崎下鼻標識 5 同市同町荒川山ノ浦崎標識 6 同市同町荒川山ノ浦崎北端標識 7 同市同町玉之浦小島西端 イ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上3から100メートルのところ ハ 1と4を結ぶ直線上4から100メートルのところ ニ 1と5を結ぶ直線上5から100メートルのところ ホ 6と7を結ぶ直線上6から100メートルのところ へ 6と7を結ぶ直線上6から380メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径50メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀18台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が18,615平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,400尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)みつしま水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎783番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
															五区第1089号
85	長崎県	五区第1090号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中鼻北標識 基点2 同市同町玉之浦山浦入口北標識 イ 1から255度30分290メートルのところ ロ 2から266度460メートルのところ ハ 2から266度280メートルのところ ニ 1から230度190メートルのところ ホ 1から230度70メートルのところ へ 2から266度180メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が16,956平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。 4. 1と1から233度30分225メートルのところと2から266度310メートルのところを結ぶ直線より沖側においては常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 5. イ、ロを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)恵理丸水産	〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦150番地3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
86	長崎県	五区第1091号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中鼻北標識 基点2 同市同町玉之浦山浦入口北標識 イ 1から230度70メートルのところ ロ 1から230度190メートルのところ ハ 2から266度280メートルのところ ニ 2から266度180メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀16台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,024平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)恵理丸水産	〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦150番地3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
												(有)新海養魚	〒853-0501 長崎県五島市玉之浦町荒川129番地23		
87	長崎県	五区第1091号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中鼻北標識 基点2 同市同町玉之浦山浦入口北標識 イ 1から230度70メートルのところ ロ 1から230度190メートルのところ ハ 2から266度280メートルのところ ニ 2から266度180メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀16台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,024平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)恵理丸水産	〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦150番地3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
												(有)新海養魚	〒853-0501 長崎県五島市玉之浦町荒川129番地23		

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
88	長崎県	五区第1093号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦南岸地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町玉之浦山浦北西岸標識 基点2 同市同町玉之浦山浦坊主鼻北東端標識 基点3 同市同町玉之浦山浦二合半島南端標識 イ 1から335度540メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から245メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が19,089平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. 1と1から350度30分420メートルのところを結ぶ直線より沖側においては、常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 5. 1、イを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～ 令和5年8月31日	(株)ツナドリーム五島	〒853-0501 長崎県五島市玉之浦町荒川字白泊901番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
89	長崎県	五区第1097号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦島山島屋寝が浦地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 五島市玉之浦町玉之浦島山島屋寝が浦南岸標識A 基点2 同市同町玉之浦島山島勝間崎標識 イ 1から64度 545メートルのところ ロ 2から25度30分 410メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が18,303平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日	～ 令和5年8月31日	(株)ツナドリーム五島	〒853-0501 長崎県五島市玉之浦町荒川字白泊901番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
90	長崎県	五区第1112号	上五島町漁業協同組合	857-4404	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷ソウヅカ浦地先2273番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷ソウヅカ浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻突端から北方海岸沿いに150メートルのところ) 基点2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 基点3 同郡同町同郷青木浦西岸岩標識 基点4 同郡同町同郷青木浦東岸標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から355メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から120メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀19台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,966平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで活かす理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和2年9月1日	令和2年9月1日	～ 令和5年8月31日	(有)宝生水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷835番地5	令和2年9月1日付免許
91	長崎県	五区第1113号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦標識 基点2 同郡同町同郷上中島南浦東岸岩標識 イ 1から176度30分70メートルのところ ロ 1から176度30分135メートルのところ ハ 2から176度30分190メートルのところ ニ 2から176度30分120メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで活かす理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和2年9月1日	令和2年9月1日	～ 令和5年8月31日	(有)吉秀水産	〒853-2302 長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷528番地2	令和2年9月1日付免許
92	長崎県	五区第1115号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦松崎海岸標識B 基点2 同郡同町同郷深浦鼻南端突堤突端標識 イ 1から137度50メートルのところ ロ 2から180度60メートルのところ ハ 2から174度150メートルのところ ニ 1から159度140メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、335尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで活かす理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和2年9月1日	令和2年9月1日	～ 令和5年8月31日	(有)吉秀水産	〒853-2302 長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷528番地2	令和2年9月1日付免許
93	長崎県	五区第1117号	神部漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷639番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷ノ小島長瀬地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町若松郷ノ小島北西標識 基点2 同郡同町同郷ノ小島長瀬海岸標識 基点3 同郡同町同郷ノ小島西端標識 イ 2から22度230メートルのところ ロ 2から339度2900メートルのところ ハ 3から239度210メートルのところ ニ 3から179度150メートルのところ ホ 3から158度70メートルのところ ヘ 3から287度65メートルのところ ト 2から287度130メートルのところ チ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀17台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,884平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,338平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,616尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで活かす理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和2年9月1日	令和2年9月1日	～ 令和5年8月31日	(有)宝生水産	〒853-2301 長崎県南松浦郡新上五島町若松郷835番地5	令和2年9月1日付免許

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
94	長崎県	五区第1501号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市奥浦町忠太首地先 次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奥浦町川ノ鼻護岸畑前階段付根標識 2 同市同町忠太首護岸排水溝標識 3 同市同町慈恵院下海岸標識 イ 1から180度 150メートルのところ ロ 2から180度 80メートルのところ ハ 2から180度 190メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,850平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
95	長崎県	五区第1502号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦小島南岸地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦小島石積護岸標識 2 同市同町玉之浦小島南東岸標識 イ 1から155度 257メートルのところ ロ 2から155度 250メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が1,850平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)恵理丸水産	〒853-0411 長崎県五島市玉之浦町玉之浦150番地3	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
96	長崎県	五区第1507号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平立瀬南岸標識(大平立瀬から南方海岸沿いに120メートルのところ) 基点2 同郡同町同郷大平初瀬標識 イ 1から90度95メートルのところ ロ 1から90度180メートルのところ ハ 2から105度180メートルのところ ニ 2から118度100メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活けこんではならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和2年9月1日	令和2年9月1日～令和5年8月31日	-	-	令和2年9月1日付免許	
97	長崎県	対区第1020号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市豊玉町唐洲椎島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市豊玉町唐洲椎島防波堤曲角標識 基点2 同市同町唐洲道下海岸標識 基点3 同市同町唐洲道下海岸松の木下標識 イ 1から227度130メートルのところ ロ 2から157度276メートルのところ ハ 2から157度90メートルのところ ニ 3から157度100メートルのところ ホ 3から157度62メートルのところ ヘ 1から300度220メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀6台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が10,208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,047尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)道丸水産	〒817-1232 長崎県対馬市豊玉町嵯峨560番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
98	長崎県	対区第1022号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市豊玉町唐洲ナガサキ鼻地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 基点2 同市同町唐洲妙見浦最終電柱標識 基点3 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 基点4 同市同町唐洲オトミヨウ崎北端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのところ ハ 1から265度240メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んではいならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)対馬海洋牧場	〒817-0324 長崎県対馬市美津島町久須保711番地8	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
99	長崎県	対区第1025号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市豊玉町唐洲ナガサキ鼻地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 基点2 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 イ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのところ ハ 1から268度340メートルのところ ニ 1から265度240メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んではいない。 4. 人工種苗を活かすてはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)対馬海洋牧場	〒817-0324 長崎県対馬市美津島町久須保711番地8	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
100	長崎県	対区第1028号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市豊玉町小綱中の島地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 対馬市豊玉町小綱中の島北端 基点2 同市同町小綱榎島北東端 イ 1から75度80メートルのところ ロ 2から90度50メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,949平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んではいない。 4. 人工種苗を活かすてはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)対馬海洋牧場	〒817-0324 長崎県対馬市美津島町久須保711番地8	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
101	長崎県	対区第1044号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島南東端標識 基点2 同市同町鴨居瀬沖ノ島南端標識 基点3 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 基点4 同市同町鴨居瀬小船越島浦キモエリ鼻東端標識 イ 1から180度50メートルのところ ロ 1から122度90メートルのところ ハ 1から162度250メートルのところ ニ 1から180度250メートルのところ ホ 2から180度180メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,140平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,608尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活かすてはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
102	長崎県	対区第1045号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町鴨居瀬島ノ壇島北西岸地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町鴨居瀬鏡山島南端標識 基点2 同市同町鴨居瀬島ノ壇島西端標識 イ 1から270度270メートルのところ ロ 1から270度385メートルのところ ハ 2から270度240メートルのところ ニ 2から270度130メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀3台、直径15メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、755尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活かすてはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
103	長崎県	対区第1047号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町犬吠元犬吠鼻地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町犬吠げげら鼻南東標識 基点2 同市同町犬吠防波堤標識 イ 1から102度40メートルのところ ロ 1から102度170メートルのところ ハ 2から95度500メートルのところ ニ 2から95度200メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀7台、10メートル×10メートルの方形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,398平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、743尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活かすてはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
104	長崎県	対区第1049号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町大船越ぼっぽんな浦地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町大船越ぼっぽんな鼻東端標識 基点2 同市同町大船越ぼっぽんな浦南鼻北端標識 基点3 同市同町大船越ぼっぽんな浦北鼻東端標識 基点4 同市同町久須保北風瀬西鼻突端標識 イ 1から63度60メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでおかない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)大部水産	〒817-0323 長崎県対馬市美津島町大船越686番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
105	長崎県	対区第1053号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町尾崎ハチノシリ地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町尾崎クロバエ防波堤突端標識 基点2 同市同町尾崎ハチノシリ護岸標識 イ 1から82度 15メートルのところ ロ 1から82度 430メートルのところ ハ 2から105度 200メートルのところ ニ 2から105度 106メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀17台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,407平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、6,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでおかない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)みつしま水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎783番地2	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
106	長崎県	対区第1055号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町尾崎土奇地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町尾崎土奇東岸A標識 (北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) 基点2 同市同町尾崎横道角大岩標識 イ 1から107度280メートルのところ ロ 2から80度410メートルのところ ハ 2から80度515メートルのところ ニ 1から107度520メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、25メートル×35メートルの方形生簀2台、35メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が8,600平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,800尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでおかない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	金子産業(株)	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町9番22号	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖業者				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所		名称	住所									
			名称	〒番号	住所										
107	長崎県	対区第1056号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町尾崎漁港防波堤地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町尾崎尾崎船揚場東岸護岸標識(護岸南端から北方護岸沿いに35メートルのところ) 基点2 同市同町尾崎土寄崎東岸A標識(北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) イ 1から70度270メートルのところ ロ 2から107度60メートルのところ ハ 2から107度500メートルのところ ニ 1から70度1、100メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀8台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀97台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が42、287平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、59、834尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ニ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)藤崎水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎437-1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
												(株)海生水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎343-10		
												(株)ナカオ	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎135番地		
												(株)藤水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎321-5		
												財部水産(株)	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎149番地		
												(株)西山水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎517-2		
												(株)多良水産	〒817-0431 長崎県対馬市美津島町尾崎33番地		
												西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6		
108	長崎県	対区第1062号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷鼠島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島西端大岩標識 2 同市同町竹敷鼠島西岸標識D(鼠島灯台から南西方海岸沿いに55メートルのところ) イ 1から325度 50メートルのところ ロ 1から325度 200メートルのところ ハ 2から293度30分 220メートルのところ ニ 2から293度30分 45メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀5台、直径15メートルの円形生簀2台、16メートル×16メートルの方形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2、926平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1、200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)日高水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦122番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
109	長崎県	対区第1063号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町島山アカハゲ地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒崎島うのとり瀬北側標識A 2 同市同町黒崎島うのとり瀬北側標識B イ 1から326度 102メートルのところ ロ 1から326度 306メートルのところ ハ 2から336度 258メートルのところ ニ 2から336度 63メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形生簀11台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4、927平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2、220尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)黒岩水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷301番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
110	長崎県	対区第1065号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町島山平野浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町島山平野鼻標識A 基点2 同市同町島山通浦鼻標識B イ 1から223度125メートルのところ ロ 1から223度265メートルのところ ハ 2から223度490メートルのところ ニ 2から223度90メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀8台、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,068平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,700尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)西倉水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷212番地13	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
111	長崎県	対区第1066号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷ユリゴシ地先 漁場の区域 次の1、イ、ニ、5の各点を順次結んだ直線、2、ロ、ハ、3を順次結んだ各直線および1から3、2から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷唐茂北西標識 基点2 同市同町竹敷頭切島南東端標識 基点3 同市同町竹敷ユリゴシ一本松標識 基点4 同市同町竹敷島山黒崎島赤はげ鼻南端 基点5 同市同町竹敷頭切島北西端標識 基点6 同市同町島山黒崎島うのとり湖北側標識A イ 1から255度30メートルのところ ロ 2と6を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのところ ニ 5から275度70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,180平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,894尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)黒岩水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷301番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
112	長崎県	対区第1071号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷小式崎地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷みそくれ鼻標識 基点2 同市同町竹敷小式内鼻大石標識 イ 1から30度 50メートルのところ ロ 1から30度 125メートルのところ ハ 2から15度 368メートルのところ ニ 2から15度 160メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,256平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	マツムラ水産(株)	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷278番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
113	長崎県	対区第1072号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷千島島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷深浦標識A 基点2 同市同町竹敷深浦標識B イ 1から34度753メートルのところ ロ 1から34度953メートルのところ ハ 2から28度30分720メートルのところ ニ 2から25度520メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形生簀9台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,299平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	マツムラ水産(株)	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷278番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
114	長崎県	対区第1073号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷鼠島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷鼠島南西岸標識A 基点2 同市同町竹敷鼠島南西岸標識B イ 1から260度60メートルのところ ロ 1から260度185メートルのところ ハ 2から233度220メートルのところ ニ 2から210度30分130メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀4台、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,220平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,170尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)日高水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦122番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考																									
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所																											
			名称	干番号	住所																																			
115	長崎県	対区第1074号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦大平浦地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町屋ヶ浦大平浦東岸標識A 基点2 同市同町屋ヶ浦大平浦東岸標識B 基点3 同市同町屋ヶ浦大平浦北東端 イ 1から341度 150メートルのところ ロ 3から44度 190メートルのところ ハ 3から60度 90メートルのところ ニ 3から97度30分 180メートルのところ ホ 3から131度 170メートルのところ ヘ 1から282度30分 300メートルのところ ト 2から265度 346メートルのところ チ 2から265度 111メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀27台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が9,460平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)栗屋水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦74番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え																										
															対区第1076号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦有欄地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町屋ヶ浦有欄東岸標識A 基点2 同市同町屋ヶ浦有欄東岸標識B イ 1から161度30分 100メートルのところ ロ 1から125度 200メートルのところ ハ 1から117度 310メートルのところ ニ 2から103度 315メートルのところ ホ 2から103度 70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,180平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,198平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)日高水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦122番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え													
																												対区第1077号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦芋崎地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町屋ヶ浦芋崎東岸標識A 基点2 同市同町屋ヶ浦芋崎東岸標識B イ 1から73度80メートルのところ ロ 1から73度255メートルのところ ハ 2から73度235メートルのところ ニ 2から73度70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀21台、18メートル×18メートルの方形生簀1台、20メートル×20メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,809平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)栗屋水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦74番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
119	長崎県	対区第1080号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町加志大島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志大島西岸標識A 2 同市同町今里中瀬の鼻先端標識 3 同市同町今里中瀬の鼻東岸標識C イ 3から358度 92メートルのところ ロ 1から286度 251メートルのところ ハ 1から264度30分 310メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上 1から320メートルのところ ホ 3から317度30分 64メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀5台、直径15メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,278平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,100尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	-	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え																										
															個人	-																								

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
120	長崎県	対区第1085号	上県町漁業協同組合	817-1511	長崎県対馬市上県町鹿見ハゲノ地先	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市上県町鹿見ハゲノ地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 対馬市上県町鹿見竜神鼻南標識 基点2 同市同町鹿見竜神鼻北東端標識 基点3 同市同町鹿見ハゲノ突端標識 基点4 同市同町鹿見小栗槍北西端標識 基点5 同市同町久唐ノ崎北端標識 イ 1から270度40メートルのところ ロ 3から270度60メートルのところ ハ 3から270度70メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上4から100メートルのところ ホ 4と5を結ぶ直線上4から40メートルのところ ヘ 3から270度20メートルのところ	1. 漁業権者は、養殖の用に供する施設の規模及びその台数をあらかじめ長崎県知事に届け出なければならない。 2. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を提出させ、これに反した場合は、当該漁業を営む者の行使を停止させなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,378尾を超えてはならない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
121	長崎県	対区第1090号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市津島町山アカハゲ地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町黒崎島のとり瀬北側標識A 基点2 同市同町黒崎島のとり瀬北側標識B イ 1から326度 43メートルのところ ロ 1から326度 102メートルのところ ハ 2から336度 63メートルのところ ニ 2から336度 230メートルのところ ホ 2から1度 250メートルのところ ヘ 2から34度 120メートルのところ ト 2から336度 10メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,210平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)黒岩水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷301番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
122	長崎県	対区第1091号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ鼻中央標識 基点2 同市同町黒瀬面天奈浦中野鼻南端 イ 1から113度 36メートルのところ ロ 1から113度 185.3メートルのところ ハ 2から113度 167.3メートルのところ ニ 2から113度 20メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)日高水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦122番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
123	長崎県	対区第1092号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ鼻南側標識 基点2 同市同町黒瀬口ザキ鼻中央標識 イ 1から27度30分 90メートルのところ ロ 1から80度 182.3メートルのところ ハ 2から113度 185.3メートルのところ ニ 2から113度 36メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)栗屋水産	〒817-0513 長崎県対馬市美津島町屋ヶ浦74番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
124	長崎県	対区第1093号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町加志大島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町今里中瀬の鼻東側標識C 基点2 同市同町経島北端標識 基点3 同市同町加志大島南岸標識 イ 1から317度30分 64メートルのところ ロ 1から358度 92メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上 2から160メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上 2から50メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が2,460平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所									名称	住所	
			名称	〒番号	住所									
125	長崎県	対区第1501号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町島山小櫛崎地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町島山大櫛崎先端標識 基点2 同市同町島山小櫛崎先端標識 イ 1から157度30分156メートルのところ ロ 1から66度200メートルのところ ハ 1から86度310メートルのところ ニ 2から230度30分125メートルのところ	1. 漁業権者は、養殖の用に供する施設の規模及びその台数をあらかじめ長崎県知事に届け出なければならない。 2. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、当該漁業を営む者の行使を停止させなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでいない。 5. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)西倉水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷212番地13	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
126	長崎県	対区第1502号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷鼠島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷鼠島東岸標識A(鼠島北東端から南方海岸沿いに102メートルのところ) 基点2 同市同町竹敷鼠島東岸標識B(1から南方海岸沿いに220メートルのところ) イ 1から121度 70メートルのところ ロ 1から121度 220メートルのところ ハ 2から121度 180メートルのところ ニ 2から121度 30メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,150平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んでいない。 4. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)西倉水産	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷212番地13	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
127	長崎県	対区第1503号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町竹敷千島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町竹敷深浦標識A 基点2 同市同町竹敷深浦標識B イ 1から34度 620メートルのところ ロ 1から34度 753メートルのところ ハ 2から25度 520メートルのところ ニ 2から22度 390メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んでいない。 4. ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	マツムラ水産(株)	〒817-0511 長崎県対馬市美津島町竹敷278番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
128	長崎県	対区第1504号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町加志大島地先 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 基点1 対馬市美津島町加志大島西岸標識C 基点2 同市同町加志大島北端標識 イ 1から1度30分 150メートルのところ ロ 1から35度2分 292メートルのところ ハ 2から5度30分 404メートルのところ ニ 2から18度 275メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んでいない。 4. ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)上野水産	〒817-0432 長崎県対馬市美津島町今里219番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
129	長崎県	対区第1505号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長崎県対馬市美津島町今里鹿の島地先 漁場の区域 次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町今里鹿の島階段上標識(志賀神社鳥居から南方海岸沿いに12メートルのところ) 2 同市同町今里鹿の島南東端 3 同市同町今里中瀬の鼻標識 4 同市同町今里中瀬標識 (基点3から南方海岸沿いに72メートルのところ) イ 1から210度 50メートルのところ ロ 4から270度 70メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が920平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んでいない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個人	-	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
130	熊本県	天区第402号	天草漁業協同組合	863-0021	熊本県天草市港町10番19号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市新和町地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒 イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒 ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒 エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒 オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒 カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が126,620平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長円形 規格:長径58メートル及び短径52メートル 台数:52台	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者		備考				
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件		免許日	存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
131	熊本県	天区第403号	栖本漁業協同組合	861-6305	熊本県天草市栖本町湯船原846番地	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市栖本町白戸地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径50メートル 台数:10台 (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
132	熊本県	天区第404号	栖本漁業協同組合	861-6305	熊本県天草市栖本町湯船原846番地	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市栖本町白戸地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15,700平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径50メートル 台数:8台 (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
133	大分県	区第2834号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 津久見市大字四浦の地先 漁場の区域 基点第373号、イ及び基点第1061号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点第373号 津久見市大字四浦34番地の8(観音境内鼻)の標識 イ 基点第373号から津久見市大字四浦字白小島を結んだ線と、基点第1061号から79度の線との交点 基点第1061号 津久見市大字四浦字黒ばえ286番地の標識	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:30メートル×40メートル、台数:2台 形状:長方形、規格:40メートル×60メートル、台数:8台 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)兵殖	〒879-2412 大分県津久見市高洲町3824番地の71	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
134	大分県	区第2841号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 津久見市大字四浦字田ノ浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第1205号から293度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310度321メートルの点 基点第1205号 津久見市大字四浦字田ノ浦四浦漁港田ノ浦西防波堤の突端	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径30メートル、台数:3台 形状:円形、規格:直径20メートル、台数:1台 形状:長方形、規格:80メートル×40メートル、台数:2台 形状:正方形、規格:10メートル×10メートル、台数:2台 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)豊洋水産	〒876-0801 大分県佐伯市葛港15-8	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
135	大分県	区3231号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点 基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アクアファーム	〒879-2603 大分県佐伯市上浦大字最勝海浦3620番地7	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
136	大分県	区3238号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第143号から98度889メートルの点 ロ 基点第143号から122度1,046メートルの点 ハ 基点第143号から146度977メートルの点 ニ 基点第143号から169度967メートルの点 ホ 基点第143号から144度307メートルの点 基点第143号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩屋ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻)	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
137	大分県	区3239号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第143号から162度265メートルの点 ロ 基点第143号から基点第1145号見通し線上950メートルの点 ハ 基点第143号から214度1,140メートルの点 ニ 基点第143号から249度660メートルの点 基点第143号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩屋ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻) 基点第1145号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島灯台	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が61,446平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:77メートル×42メートル、台数:19台 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
138	大分県	区第3836号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字有明浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1268号_佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港瀬浦北側防波堤突端の標識 イ 基点第1268号から233度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	臨海研究(株)	〒876-1204 大分県佐伯市鶴見大字有明浦508番地8	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
139	大分県	区4131号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第1211号から305度1,255メートルの点 ロ 基点第1211号から316度1,220メートルの点 ハ 基点第1211号から313度470メートルの点 ニ 基点第1211号から302度482メートルの点 ホ 基点第1211号から307度714メートルの点 ヘ 基点第1211号から300度736メートルの点 基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島字船隠防波堤赤灯台	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が11,775平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径25メートル、台数:24台 当該区画漁業権及び区第4132号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)松水	〒876-1202 大分県佐伯市鶴見大字地松浦206番地25	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
140	大分県	区4132号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 基点第1071号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1071号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点第1071号から214度135メートルの点 ロ 基点第1071号から157度430メートルの点 ハ 基点第1071号から150度402メートルの点 ニ 基点第1071号から160度210メートルの点 ホ 基点第1071号から140度197メートルの点 基点第1071号 佐伯市鶴見大字大島オオシクパエ西端の標識	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:正方形、規格:10メートル×10メートル、台数:18台 当該漁業権及び区第4131号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)松水	〒876-1202 大分県佐伯市鶴見大字地松浦206番地25	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場					くろまぐろ養殖業者			備考			
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日		存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
141	大分県	区第4133号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1211号_佐伯市鶴見大字大島字船隠防波堤赤灯台 イ 基点第1211号から300度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302度482メートルの点 ニ 基点第1211号から287度525メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)松水	〒876-1202 大分県佐伯市鶴見大字地松浦206番地25	平成30年9月1日 免許
142	大分県	区第4134号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1071号_佐伯市鶴見大字大島オオシクバエ西端の標識 イ 基点第1071号から160度210メートルの点 ロ 基点第1071号から150度402メートルの点 ハ 基点第1071号から140度375メートルの点 ニ 基点第1071号から140度197メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)松水	〒876-1202 大分県佐伯市鶴見大字地松浦206番地25	平成30年9月1日 免許
143	大分県	区3241号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	4月1日～9月30日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1289号_佐伯市上浦大字最勝海浦戸崎の標識 イ 基点第1289号から293度1,105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1,007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度589メートルの点 ニ 基点第1289号から274度809メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1064メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるくろまぐろは、区第3231号、区第3238号又は区第3239号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。	令和元年9月1日	令和元年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	区第3231号、区第3238号又は区第3239号の漁場で赤潮が発生した場合の避難用漁場。
144	宮崎県	区第5号(管理番号:5-4マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点 基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港ヶ谷外防波堤外端灯台 世界測地系 北緯32度40分 8.100秒 東経131度48分26.590秒 日本測地系 北緯32度39分55.812秒 東経131度48分35.314秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 方形 規格: 30メートル×40メートル 台数: 4台	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)兵殖	〒879-2412 大分県津久見市高洲町3824番地の71	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
145	宮崎県	区第5号(管理番号:5-1マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 次の基点第104号、点ア、イ及び基点第105号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 ア 基点第104号から330度300メートルの点 イ 基点第105号から 0度300メートルの点 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 世界測地系 北緯32度40分12.523秒 東経131度48分31.043秒 日本測地系 北緯32度40分0.236秒 東経131度48分39.768秒 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 世界測地系 北緯32度40分26.328秒 東経131度49分 3.247秒 日本測地系 北緯32度40分14.041秒 東経131度49分11.975秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 方形 規格: 15メートル×15メートル 台数: 4台 2. 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アクアファーム	〒879-2603 大分県佐伯市上浦大字最勝海浦3620番地7	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
146	宮崎県	区第5号(管理番号:5-2マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 次の基点第105号、点ア、イ、ウ、基点第107号及び基点第106号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 ア 基点第105号から0度266メートルの点 イ 基点第106号から0度401メートルの点 ウ 基点第107号から0度599メートルの点 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 世界測地系 北緯32度40秒20.115秒,東経131度49分19.244秒 日本測地系 北緯32度40分 7.826秒,東経131度49分27.973秒 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 世界測地系 北緯32度40分 6.011秒,東経131度49分51.578秒 日本測地系 北緯32度39分53.720秒,東経131度50分 0.309秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数:30メートル角4台、15メートル角4台 2. 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アクアファーム	〒879-2603 大分県佐伯市上浦大字最勝海浦3620番地7	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
147	鹿児島県	鹿特区魚第42号	甕島漁業協同組合	896-1101	鹿児島県薩摩川内市里町里3527-1	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 薩摩川内市上甕町中甕倉地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)236台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(15,079㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
148	鹿児島県	鹿特区魚第43号	甕島漁業協同組合	896-1101	鹿児島県薩摩川内市里町里3527-1	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 薩摩川内市上甕町桑の浦地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)539台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(34,465㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
149	鹿児島県	鹿特区魚第44号	甕島漁業協同組合	896-1101	鹿児島県薩摩川内市里町里3527-1	第1種区画漁業 くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 薩摩川内市上甕町桑の浦地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点イ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ウ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点エ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 05" E 129° 50' 20" 点カ N 31° 51' 07" E 129° 50' 11"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)147台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
150	鹿児島県	鹿特区魚第50号	南さつま漁業協同組合	897-1301	鹿児島県南さつま市笠沙町片浦15365-4	第1種区画漁業 くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市笠沙町片浦野間池地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)26台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
151	鹿児島県	鹿特区魚第51号	南さつま漁業協同組合	897-1301	鹿児島県南さつま市笠沙町片浦15365-4	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市笠沙町片浦野間池地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)60台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(3, 806㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)美代丸水産	〒897-1301 鹿児島県南さつま市笠沙町片浦16240番地5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
152	鹿児島県	鹿特区魚第55号	南さつま漁業協同組合	897-1301	鹿児島県南さつま市笠沙町片浦15365-4	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市坊津町末柏浦地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 37" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)70台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
153	鹿児島県	鹿特区魚第56号	南さつま漁業協同組合	897-1301	鹿児島県南さつま市笠沙町片浦15365-4	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市坊津町久志浦地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 18' 32" E 130° 13' 04"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)50台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
154	鹿児島県	鹿特区魚第58号	坊泊漁業協同組合	898-0101	鹿児島県南さつま市坊津町坊5601-4	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市丸木崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)195台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
155	鹿児島県	鹿特区魚第59号	坊泊漁業協同組合	898-0101	鹿児島県南さつま市坊津町坊5601-4	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市坊津町泊峰ヶ先地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点エ N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)30台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	西南水産(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
156	鹿児島県	鹿特区魚第64号	指宿漁業協同組合	891-0405	鹿児島県指宿市湊四丁目13番27号	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 指宿市知林島地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 24" E 130° 39' 49" 点イ N 31° 17' 21" E 130° 40' 01" 点ウ N 31° 17' 09" E 130° 39' 57" 点エ N 31° 17' 12" E 130° 39' 44"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)111台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)桜島養魚	〒891-1401 鹿児島県黒神町2587番地43	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			漁業者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
157	鹿児島県	鹿特区魚第65号	喜入町漁業協同組合	891-0203	鹿児島県鹿児島市喜入町7010-5	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鹿児島市喜入生見町米倉地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、鹿特区魚第100号と合わせて生簀(8メートル×8メートル 正方形)72台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(4,546㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)西南水産	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
158	鹿児島県	鹿特区魚第79号	東桜島漁業協同組合	891-1543	鹿児島県鹿児島市東桜島町413番地3	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鹿児島市高免町園山地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)13台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)桜島養魚	〒891-1401 鹿児島県黒神町2587番地43	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
159	鹿児島県	大特区魚第1号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村枝手久島生間長浜地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)63台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(4,019㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	日本マクロ資源研究所(株)	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
160	鹿児島県	大特区魚第2号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村枝手久島生間長浜地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)98台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐる親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	日本マクロ資源研究所(株)	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
161	鹿児島県	大特区魚第3号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村枝手久島生間赤崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 12' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 12' 51"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)287台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(18,312㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	日本マクロ資源研究所(株)	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
162	鹿児島県	大特区魚第4号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村生勝西地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)478台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(30,562㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
163	鹿児島県	大特区魚第5号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村金崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)221台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場				漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		備考
			漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称						名称	住所	
			名称	〒番号	住所									
164	鹿児島県	大特区魚第6号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村イジン崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)261台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(16,693㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
165	鹿児島県	大特区魚第7号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村イジン崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)84台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
166	鹿児島県	大特区魚第8号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村名柄長崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)221台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(14,130㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	日本マクロ資源研究所(株)	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
167	鹿児島県	大特区魚第9号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村名柄長崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)67台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	日本マクロ資源研究所(株)	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
168	鹿児島県	大特区魚第11号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)14台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
169	鹿児島県	大特区魚第35号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 13' 52"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)68台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
170	鹿児島県	大特区魚第36号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 13' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 13' 51"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(5,298㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場						くろまぐる養殖業者		備考			
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日		存続期間	名称	住所
			名称	〒番号	住所									
171	鹿児島県	大特区魚第17号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)135台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(8,640㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
172	鹿児島県	大特区魚第18号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)52台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
173	鹿児島県	大特区魚第20号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川コバキン地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)243台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(15,552㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
174	鹿児島県	大特区魚第21号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川コバキン地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)79台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1531 鹿児島県大島郡瀬戸内町手安904-6	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
175	鹿児島県	大特区魚第25号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)399台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(25,636㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
176	鹿児島県	大特区魚第26号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、大特区魚第19号と合わせて生簀(8メートル×8メートル 正方形)68台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え
177	鹿児島県	大特区魚第27号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点ウ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 12' 37" E 129° 16' 37"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、大特区魚第34号と合わせて生簀(8メートル×8メートル 正方形)68台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養殖(株)	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
178	鹿児島県	大特区魚第28号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 37" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)54台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
179	鹿児島県	大特区魚第31号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町久根津崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)147台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
180	鹿児島県	大特区魚第32号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)396台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(25,344㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
181	鹿児島県	大特区魚第33号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業 くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先 漁場の区域 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)180台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(有)奄美養魚	〒894-1746 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津字外浜原8番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
182	鹿児島県	(試験研究)	(試験研究)					漁場の位置 仲田浦地先				(国研)水産研究・教育機構西海区水産研究所まぐろ増養殖研究センター	〒894-2414 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字俵字崎山原955-5		
183	沖縄県	特区第41号	羽地漁業協同組合	905-1144	沖縄県名護市字仲尾次510番地の7	第1種特定区画漁業 クロマグロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大宜味村字津波地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.871分 経度 128度 3.262分 点ロ 緯度 26度40.657分 経度 128度 2.991分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度 128度 3.786分 点ニ 緯度 26度40.057分 経度 128度 4.058分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域においては、営んではならない。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)ヤンバル琉宮水産	〒905-1311 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋736番地	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
184	沖縄県	特区第43号	羽地漁業協同組合	905-1144	沖縄県名護市字仲尾次510番地の7	第1種特定区画漁業 クロマグロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 名護市字源河地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度 128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度 128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度 128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度 128度 3.486分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域においては、営んではならない。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日～令和5年8月31日	(株)ツナドリーム沖縄	〒905-1635 沖縄県名護市字済井出131番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和2年12月現在

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所		
			名称	〒番号	住所										
185	沖縄県	特区第51号	羽地漁業協同組合	905-1144	沖縄県名護市字仲尾次510番地の7	第1種特定区画漁業クロマグロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 名護市字運天原地先 漁場の区域 イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.255分 経度127度59.686分 点ロ 緯度 26度40.405分 経度127度59.836分 点ハ 緯度 26度40.334分 経度127度59.942分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域においては、営んではならない。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年9月1日	平成30年9月1日 ~ 令和5年8月31日	(株)ツナドリーム沖縄	〒905-1635 沖縄県名護市字 済井出131番地1	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	
186	沖縄県	特区第68号	本部漁業協同組合	905-0213	沖縄県本部町谷茶28	第一種特定区画漁業クロマグロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 本部町字大浜地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分 点ロ 緯度 26度40.386分 経度127度52.834分 点ハ 緯度 26度40.005分 経度127度53.000分 点ニ 緯度 26度39.930分 経度127度52.842分 点ホ 緯度 26度39.927分 経度127度52.686分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。 生け簀の形状、規格及び台数は下記のとおりとする。ただし、生け簀の総面積が現有面積30.072㎡を超えない範囲で生け簀の形状、規格、または台数を変更することは差し支えない。 (1) 縦90m、横60m、深さ20mの生け簀 2台 (2) 縦80m、横40m、深さ20mの生け簀 1台 (3) 縦60m、横60m、深さ20mの生け簀 3台 (4) 一辺22.5m、深さ20mの正八角形の生け簀 1台 (5) 直径60m、深さ20mの円形の生け簀 1台	平成30年9月1日	平成30年9月1日 ~ 令和5年8月31日	(有)日本鮪養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海 振興ビル4階	平成30年9月1日 漁業権一斉切替え	